ひろせＮＥＷＳ

平成30年11月21日

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

生命保険金　「受取人と保険料負担者との課税関係による贈与課税」

今回は贈与財産の一つ，生命保険金の課税関係について記載します

＜事例問題＞

お母さんが生命保険を契約しています。この保険の被保険者は健ちゃんであり，保険金受取人はお母さんとなっています。
保険料の負担はお父さんの口座から自動引き落としで，保険料についてのお母さんとお父さんの間での精算はしていません。保険料控除証明はお母さん名義となっています。
この度満期到来で満期保険金をお母さんが受け取りました。この満期保険金の受け取りは贈与になるでしょうか？

＜答え＞

保険料を実質負担しているのはお父さんであるので，満期保険金に対する**保険料控除となる対象者はお父さん**ということになります。したがって満期保険金はお父さんからお母さんとへの**贈与**となります。

＜契約･名義･負担･受取による各課税関係＞

契約者	被保険者	**保険金負担者**	保険受取人	保険事故など	**課税関係**
				満期	お父さん⇒**お母さんへ贈与**
				満期	祖母⇒**お母さんへ贈与**
				祖母死亡	祖母⇒お母さんへ相続
				満期	祖父⇒**お母さんへ贈与**
				祖母死亡	祖父⇒**お母さんへ贈与**
				満期	お母さん一時所得
				祖母死亡	お母さん一時所得

⇐〈**事例問題の場合**〉

★注意のポイント
生命保険は**保険料の負担者に注目**する。
所得税の生命保険控除の状況は**実態**に合っているか？

＜まとめ＞

生命保険は“**誰が保険金を支払っているのか**”と“**誰が保険金を受け取るのか**”によって状況が異なり、課税関係が決まります。仮に保険金負担者（“**誰の支払い**”）と受取人（“**誰の受け取り**”）が**異なった場合**には、贈与税が課されることになります。
生命保険に加入する前にこれらのことを知っておくことが大切ですし，既に現在契約中の生命保険をお持ちの方は，一度内容を確認しておくことが必要です。

＜　経営支援3課　資産税グループ　横山勝　＞